

## 付 議 第 2 号

### 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正されたため、補助執行させる事務に関する規定を変更することについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。



7 高行管第 273 号  
令和 7 年 9 月 4 日

高知県教育長 今城 純子 様

高知県知事 濱田 省司

事務の補助執行の協議について

貴委員会への事務の補助執行について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

- 1 対象告示  
平成 15 年 4 月高知県告示第 225 号（地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）
- 2 改正内容  
別紙のとおり
- 3 改正理由  
児童福祉法の一部改正により補助執行させる事務に関する規定を変更する必要が生じたため
- 4 改正年月日  
令和 7 年 10 月 1 日

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第 号**

平成15年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)シからセまでの規定中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、1の(1)タ中「第18条の20の4第2項」を「第18条の36第2項」に改め、1の(1)チ中「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

告 示

- ◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（行政管理課）

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日告示第225号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。</p> <p>1 補助執行させる事務</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 保育士登録証の交付（法第18条の18第3項）</p> <p>シ <u>保育士登録</u>の取消し及び名称の使用停止命令（法第18条の19）</p> <p>ス <u>保育士登録</u>の消除（法第18条の20）</p> <p>セ 特定登録取消者の<u>保育士登録</u>（法第18条の20の2）</p> <p>ソ 保育士が欠格事由に該当すると認めた旨等の報告の受理（法第18条の20の3第1項）</p> <p>タ 児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースへの記録等（法第18条の36第2項）</p> <p>チ アからタまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、<u>保育士登録</u>その他保育士に関し必要な事務</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業に関する事務</p> <p>2 補助執行させる相手方 高知県教育次長</p> <p>3 補助執行させる年月日 平成15年4月1日</p>	<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日告示第225号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。</p> <p>1 補助執行させる事務</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 保育士登録証の交付（法第18条の18第3項）</p> <p>シ <u>保育士の登録</u>の取消し及び名称の使用停止命令（法第18条の19）</p> <p>ス <u>保育士の登録</u>の消除（法第18条の20）</p> <p>セ 特定登録取消者の<u>保育士の登録</u>（法第18条の20の2）</p> <p>ソ 保育士が欠格事由に該当すると認めた旨等の報告の受理（法第18条の20の3第1項）</p> <p>タ 児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースへの記録等（法第18条の20の4第2項）</p> <p>チ アからタまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、<u>保育士の登録</u>その他保育士に関し必要な事務</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業に関する事務</p> <p>2 補助執行させる相手方 高知県教育次長</p> <p>3 補助執行させる年月日 平成15年4月1日</p>